

熊本県個人情報保護制度審議会次第

日 時 : 平成30年3月6日(火)

午後1時30分～午後3時30分

場 所 : 県庁行政棟本館5階 審議会室

1 開 会

2 議 事

(1) 要配慮個人情報の収集制限の適用除外について(諮問)

(2) その他報告事項

- ① 審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について
- ② 死者の個人情報の開示請求権に関する条例解釈運用基準の改正について
(個人情報保護審査会答申第18号に付された意見への対応について)
- ③ 平成30年度の審議会開催予定について

3 閉 会

〈議事(1) 関係資料〉

資料1-1 要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

資料1-2 各実施機関諮問書

〈議事(2) 関係資料〉

資料2-1 審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況

資料2-2 死者の個人情報の開示請求権に関する条例解釈運用基準の改正について

資料2-3 平成30年度 審議会開催予定

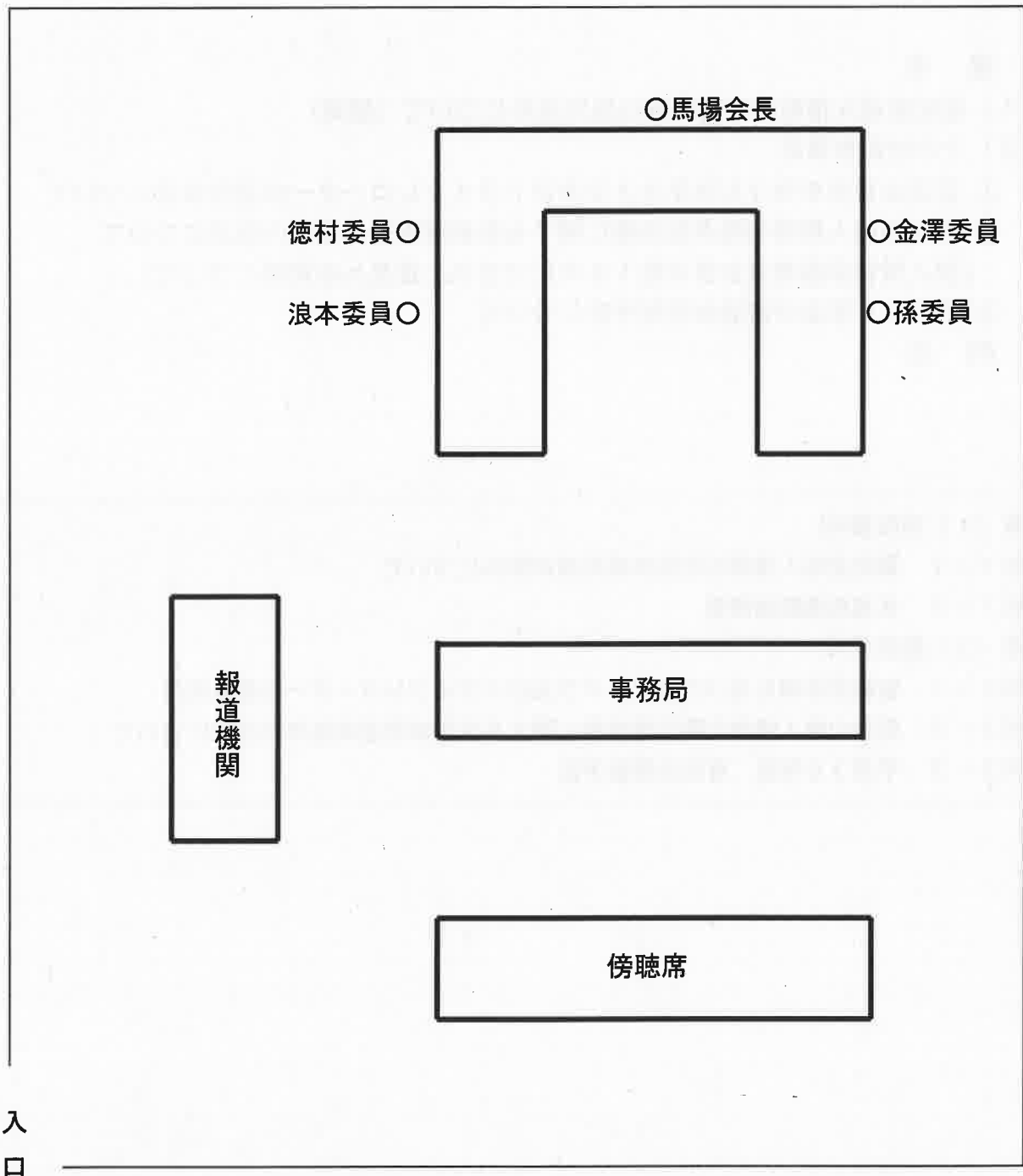
熊本県個人情報保護制度審議会

配 席 図

日 時 : 平成30年3月6日(火)

午後1時30分～午後3時30分

場 所 : 県庁行政棟本館5階審議会室



熊本県個人情報保護制度審議会委員名簿
(第9期：平成29年4月28日～平成31年4月27日)

(50音順)

氏 名	現職・主な経歴	備 考
かなざわ ゆうこ 金澤 裕子	熊本民事調停協会副会長	
さわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授	会長職務代理者 (欠席)
そん ねいへい 孫 寧平	熊本高等専門学校人間情報システム工学科教授	
とくむら み か 徳村 美佳	消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表	
なみもと ひろし 浪本 浩志	熊本学園大学経済学部准教授	
ば ば けい 馬場 啓	弁護士	会 長

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

1 要配慮個人情報に関する規定及び諮問の趣旨

(1) 要配慮個人情報について

行政機関個人情報保護法の一部改正を踏まえ、平成29年12月21日に熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）が改正された。同改正により、犯罪の経歴及び病歴等の取扱いに特に配慮を要する個人情報が、要配慮個人情報として定義された。

→ 別紙1「法律・条例比較表」・別紙2「要配慮個人情報項目一覧」 参照

(2) 収集制限の例外に関する規定及び諮問の趣旨について

改正後の条例第7条第5項に基づき、要配慮個人情報の収集は原則禁止となるが、同項各号のいずれかに該当する場合は、当該収集制限規定の適用が除外される。

条例第7条第5項（改正後）

実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

上記のうち、(3)に規定する審議会の意見聴取が今回の諮問の主旨であり、審議会の審議及び答申を踏まえて、実施機関が判断を行うことになる。

(3) 施行期日について

要配慮個人情報に関する規定については、公布の日（平成29年12月21日）から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行することとされており、審議会の答申が得られた後、速やかに同規則を制定したうえで施行となる。

2 諮問の内容について

(1) 要配慮個人情報を収集している事務について

平成29年12月から平成30年1月にかけて、各実施機関（全14機関）に対し、要配慮個人情報を収集している事務に関する調査を行った。結果は次のとおり。

（要配慮個人情報を収集している事務の数（※））

知事	議会	教育委員会	人事委員会	警察本部	病院局	収用委員会	県立大学	合計
126	3	31	2	7	2	2	2	175

（※）改正後の条例においても、第7条第5項1号及び第2号に基づき要配慮個人情報を収集できると考えられる事務を除く。なお、上記以外の実施機関は、現時点では「該当なし」との回答。

(2) 諮問の形式

要配慮個人情報を収集している事務は現時点で多数あり、今後も増えることが想定される。それらの事務の全てについて、個々に審議を行うことは難しく、また非効率と考えられるため、従来の機微情報の場合（※別紙3参照）と同様に、「要配慮個人情報を収集できる場合」を類型化し、当該類型に関して審議会に諮問し意見を聴くこととする。

(3) 類型案について

→別紙4「要配慮個人情報の収集制限規定の適用除外に関する類型案」参照。

当該類型案の作成に当たっての考え方及び内容は以下のとおり。

ア 作成に当たっての考え方

- ① 要配慮個人情報の収集を原則禁止としている条例の趣旨を踏まえ、各類型毎に収集できる要配慮個人情報の項目を限定列挙している。なお、個々の事務において、当該事務が該当する類型で収集できるとされている要配慮個人情報のすべての収集が認められるわけではなく、実際に収集できるのは事務の目的を達成するために必要不可欠なものだけとなる。
- ② C-1～C-10については、改正前の条例に基づく機微情報の収集制限の適用除外に関する類型を基に、今回の改正に伴い、新たに収集制限の対象となった項目のうち、当該類型において収集が必要と考えられる項目を追加した。また、表現の修正を行った。
- ③ C-11～C-20については、2(1)の調査で回答があった事務について、C-1～C-10の類型には該当しないものを、事務の内容により分類し類型化した。なお、分類及び類型設定の検討に当たっては、他県の事例も参考としている。（※）

イ 類型の内容について

- ① C-1については、「信条」も項目として追加している。「信条」は、従来の機微情報にも含まれており、今回の条例改正で新たに収集制限の対象となったものではないが、栄典事務において国に提出する資料に支持政党等の名称を記載する必要があるため、項目として追加することとする。
- ② C-8については、事務の性質上、相手方から自発的に提供された情報を収集することとなり、収集する情報を限定できないことから、収集する要配慮個人情報は全ての項目としている。
- ③ C-9については、相手から自発的に提供された要配慮個人情報のうち、個々の事案毎に必要な情報を収集することになるため、収集する要配慮個人情報は全ての項目としている。
- ④ C-10については、刊行物等から個々の事案毎に必要な情報を収集することになるため、収集する要配慮個人情報は全ての項目としている。
- ⑤ C-19については、学校において生徒児童の教育指導を適切に行ったり、いじめ問題等のトラブルを適切に処理したりするためには、様々な情報を収集する可能性があり、収集する情報の項目を限定できないことから、収集する要配慮個人情報は全ての項目としている。

- ⑥ C-6・11・15については、項目として「犯罪の経歴」を追加又は含むものとして
いる。「犯罪の経歴」は、従来の機微情報にも含まれており、今回の条例改正で
新たに収集制限の対象となったものではないが、いずれの類型においても収集が
必要な場合があると考えられるため、項目として含める(追加する)こととする。

(例) C-15「福祉等支援」

→児童自立支援施設で支援事務を実施するに当たり、入所児童の「犯罪の経歴」
を収集する必要がある

- ⑦ 事務によっては、収集する情報の種類や収集の状況によって、複数の類型に該
当する場合がある。

(例) A表彰事業

→表彰対象としての審査に必要な障害に関する情報は、C-13「審査等」に基づ
き収集する。また、推薦書の自由記載欄に記載されたその他の要配慮個人情報
は、C-8「作文等募集」に基づき収集する。

(※) 事務の分類については、別添「各類型該当事務一覧」参照

(別紙1) 法律・条例比較表

法律

条例

行政機関の保有する個人情報に関する法律	(定義) 第二条 (略) 4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人身、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。	要配慮個人情報 保護条例	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (4) 要配慮個人情報 本人の人身、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして要配慮機関が定める記述等が含まれる個人情報という。
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令	(要配慮個人情報) 第四条 法第二十四条の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害があること。 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	知事及び 行政機関の 保有する 個人情報 の保護に 関する 規則	(要配慮個人情報) 第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。 (1) 次に掲げる心身の機能の障害に関すること。 ア 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害 イ 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第37号)にいう知的障害 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和五十五年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第2条第二項に規定する発達障害を含む、前号に掲げるものを除く。) エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果 (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 (5) 本人を少年法(昭和二十三年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則	(要配慮個人情報) 第五条 令第四条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)別表に掲げる身体上の障害 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和五十五年法律第百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第2条第二項に規定する発達障害を含む、前号に掲げるものを除く。) 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第4条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの		



(別紙2) 要配慮個人情報項目一覧

	項目	○ 該当する情報	× 該当しない情報
①	人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身 (例) ・ 人種：黄色人種 ・ 世系：日系〇世、在日韓国朝鮮人 ・ 民族的若しくは種族的出身：アイヌ	・ 国籍や外国人といった法的地位に関する情報 ・ 肌の色等、人種を推知させるにすぎない情報
②	信条	個人の基本的なものの見方、考え方。思想と信仰の双方を含む (例) 人生観、主義・主張、社会観、世界観、支持政党名、所属する政治団体、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条、信仰する宗教、宗派、所属する宗教法人名	・ 宗教に関する書籍の購買情報等、思想や信仰を推知させるにすぎない情報
③	社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位 (例) ・ 嫡出でない子であること ・ 被差別部落出身であること	・ 職業的地位 ・ 学歴 ・ 門地 ・ 親子関係 ・ 賭博常習者であること ・ 高齢であること
④	病歴	病気に罹患した経歴	
⑤	犯罪の経歴	有罪の判決を受けこれが確定した事実 (執行猶予、保護観察、仮釈放、仮出獄等に関するものを含む)	・ 反社会的集団の構成員である、又は当該団体と関係を有しているという事実
⑥	犯罪被害	犯罪の被害を受けた事実。身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わない。	・ 刑事事件に関する手続に着手されていない事案により被害を被った事実
⑦	障害	身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)等の心身の機能の障害があること又は過去にあったこと。 なお、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報(障害福祉サービスを受けていたこと等)も該当する。	
⑧	健康診断等の結果	疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診断等の結果(ストレスチェックの結果、任意で実施又は助成する人間ドックの結果及び医療機関を介さないで行われた遺伝子検査の結果等を含む。)	・ 健康診断等を受診したという事実 ・ 健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た個人の健康に関する情報
⑨	医師等による指導、診療、調剤	・ 保健指導等を受けた事実及びその内容 ・ 医療機関を受診した事実及び診療の過程で医療従事者が知り得た患者の身体の状態等に関する情報 ・ 薬局等で調剤を受けた事実及び調剤の過程で、薬剤師等が知り得た患者の身体の状態等に関する情報	
⑩	刑事事件	被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたという事実	・ 他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実、証人として尋問を受けた事実
⑪	少年の保護事件	非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実	

1. Name of the person or organization	2. Address of the person or organization	3. Date of the report
4. Description of the activity	5. Name of the person or organization	6. Address of the person or organization
7. Description of the activity	8. Name of the person or organization	9. Address of the person or organization
10. Description of the activity	11. Name of the person or organization	12. Address of the person or organization
13. Description of the activity	14. Name of the person or organization	15. Address of the person or organization
16. Description of the activity	17. Name of the person or organization	18. Address of the person or organization
19. Description of the activity	20. Name of the person or organization	21. Address of the person or organization
22. Description of the activity	23. Name of the person or organization	24. Address of the person or organization
25. Description of the activity	26. Name of the person or organization	27. Address of the person or organization

(収集の制限)

第7条

5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるとき。

【類型事項】※第7条第5項第3号関係

類型番号	類 型	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
C-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務において選考対象者、候補者の犯罪歴に関する個人情報を収集する場合	・ 犯罪歴	栄典、表彰等を行う場合、社会通念上県民等の感情に配慮する必要があるため、選考対象者等の犯罪歴を確認する必要がある場合がある。
C-2	(同和対策) 同和対策事業を実施するために必要な個人情報を収集する場合	・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	同和対策に関する事務事業を行うに当たって、その対象となる者の居住地区などの個人情報を収集する必要がある。
C-3	(宗教法人) 宗教法人に関する事務を行うに当たり、当該法人の関係者の信教に関する個人情報を収集する場合	・ 信教	宗教法人の活動状況の調査等を行うに当たり、信者等の個人情報を収集する必要がある。
C-4	(用地補償) 土地等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の補償を適切に行うため、土地所有者等の信教に関する個人情報を収集する場合	・ 信教	公共事業等に伴い、墳墓等を取得するに当たって、宗教施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償額算定のため、土地や家屋等の所有者の信教に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。

C-5	(海外研修生等受入) 海外からの研修生、来訪者等の受入れを行う事務において、当該研修生等の信教に関する個人情報を収集する場合	・ 思想、信条 ・ 信教	海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、生活習慣の違いや食事の制限等を的確に把握し、適正に対応するため、信教等に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。
C-6	(診察等) 病院、保健所等の機関において、診察、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の主張、信条等に関する個人情報を収集する場合	・ 思想、信条 ・ 信教	医療機関や保健所等において、患者や受診者の病状等に合わせた的確な治療や予防等を行うに当たって、患者の思想や信教に関する情報を収集する必要がある場合がある。
C-7	(議員等対応) 議員等の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条等に関する個人情報を収集する場合	・ 思想、信条	実施機関は地方自治法に定める事務を適正に執行するため、議会に対する対応等の中で、事務の目的の範囲内で議員等の所属政党名、会派名、政治理念等の思想、信条等に関する個人情報を収集する場合がある。
C-8	(作文等募集) 作文等のコンクールや試験等において個人の自由な意思に基づき、思想、信条等に関する個人情報が提供され、収集することになる場合	・ 思想、信条 ・ 信教 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別のおそれのある個人情報	作文等のコンクールや試験等において作成される作文、論文等の中に、個人の自由な意思に基づき、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合には、事務の性質上、これらの個人情報を収集することになる。
C-9	(相談等) 相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、相談者等の自由な意思を契機として相談等事務を適切に行うため、思想、信条等に関する個人情報を収集することとなる場合	・ 思想、信条 ・ 信教 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別のおそれのある個人情報	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の自由な意思を契機として収集されるものであり、実施機関としてもこれらに適切に対応するためには、事務の目的の範囲内で個人情報を収集する必要がある。

C-10	(刊行物等) 一般に入手しうる刊行物等から個人情報を収集するに当たり、当該刊行物等の中に、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が含まれている場合	・ 思想、信条 ・ 信教 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別のおそれのある個人情報	事務を遂行する必要性から、一般に入手しうる刊行物等から個人情報を収集する場合があるが、これらの情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知りうる状態にあることから事務の目的の達成に必要な範囲内で収集する場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが少ない。
------	---	--	--

(別紙 4) 要配慮個人情報収集制限の例外に関する類型案

類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-1	(栄典、表彰等)	栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、選考対象者、候補者の犯罪の経歴等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>信条</u> ・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>刑事事件</u> ・ <u>少年の保護事件</u> 栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、社会通念上国民等の感情に配慮する必要があるため、選考対象者等の犯罪の経歴等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-2	(同和対策)	同和対策事業を実施するに当たり、 <u>社会的身分</u> に当り、 <u>社会的身分に關する個人情報</u> 、 <u>被差別部落出身であること等</u> を収集する場合	・ <u>社会的身分</u> 同和対策事業を実施するに当たり、その対象となる者の居住地区等に関する個人情報を収集する必要がある。
C-3	(宗教法人)	宗教法人に関する事務を行うに当たり、当該法人の関係者の信条に関する個人情報を収集する場合	・ <u>信条</u> 宗教法人の活動状況の調査等を行うに当たり、当該法人の関係者の信条に関する個人情報を収集する必要がある。
C-4	(用地補償)	土地等を取得するに当たり、宗廟、神社、仏閣、教会等の宗廟施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の補償を費用に關する個人情報を収集する場合	・ <u>信条</u> 公共事業等に伴い、墳墓等の土地を取得するに当たって、宗廟施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償額算定のため、土地や家屋等の所有者の信条に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-5	(海外研修生等受入)	海外からの研修生等の受入れを行うに当たり、当該研修生等の信条や <u>病歴等</u> に関する個人情報を収集する場合	・ <u>信条</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 海外からの研修生や来訪者等を受入れるに当たり、生活習慣の違いや <u>健康状態</u> 等を的確に把握し、適切に対応するため、当該研修生等の信条や <u>病歴等</u> に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-6	(診療等)	医療機関や保健所等において、診療、治療、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の信条や <u>病歴等</u> に関する個人情報を収集する場合	・ <u>信条</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>犯罪被害</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 医療機関や保健所等において、患者や受診者の病状等に合せて、患者や受診者の病状等に合せて的確な診療、治療、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の信条や <u>病歴等</u> に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-7	(議員等対応)	議員等の政名、党派名、政治理念等の信条に関する個人情報を収集する場合	・ <u>信条</u> 実施機関は地方自治法に定める事務を適正に執行するため、議会に対する対応等を行うに当たり、議員等の所属政党名、党派名、政治理念等の信条に関する個人情報を収集する必要がある。
C-8	(作文等募集)	作文等のコンクールや試験等を実施するに当たり、個人の自由意思に基づき <u>要配慮個人情報</u> が提供され、収集することになる場合	・ <u>人種</u> ・ <u>信条</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>社会的身分</u> ・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>犯罪被害</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> ・ <u>少年の保護事件</u> 作文等のコンクールや試験等において作成される作文、論文、 <u>推薦書及び内申書</u> 等の中に <u>要配慮個人情報</u> が含まれる場合がある。これらの情報については、個人の自由な意思に基づき提供されるものであり、事務の性質上、収集せざるを得ない。
C-9	(相談等)	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、 <u>要配慮個人情報</u> が意思に基づき相対等事務を適切に行うため、当該情報を収集する場合	・ <u>人種</u> ・ <u>信条</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>社会的身分</u> ・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>犯罪被害</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> ・ <u>少年の保護事件</u> 相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、 <u>要配慮個人情報</u> が含まれる場合がある。これらの情報については、相談者等からの自由な意思に基づき提供されるものであり、事務の性質上、その他適切な対応をとるために関係者の要配慮個人情報を収集する場合がある。
C-10	(刊行物等)	一般に入手しうる刊行物等から個人情報を収集するに当たり、当該刊行物等の中に <u>要配慮個人情報</u> が含まれている場合	・ <u>人種</u> ・ <u>信条</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>社会的身分</u> ・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>犯罪被害</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> ・ <u>少年の保護事件</u> 一般に入手しうる刊行物等から個人情報を収集するに当たり、当該刊行物等の中に <u>要配慮個人情報</u> が含まれている場合がある。これらの情報については、特定多数の者に公表され誰れもが知りうる状態にあることから、収集することにより個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-11	(人事管理)	公務に従事する職員等の任免・配置等を行うに当たり、職員の心身の状況等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 公務に従事する職員等の任免・配置等の事務を適切に行うためには、本人の病歴、犯罪の経歴等に関する個人情報を収集する必要がある。
C-12	(健康管理)	職員の健康増進のための施策を実施するに当たり、病歴、障害等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>障害</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 職員の健康状態を適切に把握し、健康増進のための施策を実施するために、病歴、障害等に関する個人情報を収集する必要がある。
C-13	(審査等)	補助金、貸付、給付、奨学金、税の減免、表彰等の事業の実施に当たり、申請者等の障害等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>障害</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 補助金、貸付、給付、奨学金、税の減免、表彰等の事業を実施するために、当該事業の目的達成のための要件として、そのこと等を支給等のために、申請者等の審査等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-14	(選考等)	派遣、研修等の事業を実施するに当たり、申請者又は参加候補者等の健康状態等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>障害</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 派遣、研修等事業の参加者の選考を行う際に、適性を確認するため、参加候補者の健康状態等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-15	(福祉等支援)	障がい者、難病患者、高齢者、福祉施設入所者及び自立等の支援を目的とした事業を実施するに当たり、当該障がい者等の心身の状況等を正確に把握する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>犯罪被害</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> ・ <u>刑事事件</u> ・ <u>少年の保護事件</u> 障がい者、難病患者、高齢者、福祉施設入所者及び被災者等々の福祉の向上及び自立等の支援を目的とした事業を適切に実施するために、当該障がい者等の心身の状況等を正確に把握する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-16	(各種イベント・講演会等)	各種イベント等を開催するに当たり、講師、参加者等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>障害</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 各種イベント等を開催するに当たり、講師、参加者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-17	(研究・調査等)	県民等の健康増進、疾病の予防等に関する研究・調査を実施するに当たり、病歴、障害等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>障害</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 県の機関において、県民等の健康増進、疾病の予防等のための施策の推進に関する研究・調査を実施するに当たり、県民等の病歴等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-18	(学生等管理・支援)	学校等において、学生等の健康診断、病歴やけがによる休学・退学・病休等に関する適切な支援等を行うに当たり、学生の病歴、障害等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>障害</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> 学校等においては、学生や生徒児童等に対しては、健康診断、病歴やけがによる休学・退学・病休等に関する適切な支援等、授業や訓練等における適切な支援・配属等を行うに当たり、学生等の病歴、障害等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-19	(学校における事件事故等対応)	学校等において、いじめ問題や体罰問題等の事件や事故が発生した際に、生徒児童や教職員等に対する適切な指導等を行うに当たり、関係者の要配慮個人情報を収集する場合	・ <u>人種</u> ・ <u>信条</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>社会的身分</u> ・ <u>犯罪の経歴</u> ・ <u>犯罪被害</u> ・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> ・ <u>医師等による指導、診療、調剤</u> ・ <u>刑事事件</u> ・ <u>少年の保護事件</u> 学校等においては、いじめ問題や体罰問題をはじめ様々な事件や事故が発生する。そのような問題が生じた際に、学校、学生、生徒児童、教職員等に対し、適切な指導・指導等を行う等、原因や背景を分析するに当たり、関係者の要配慮個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-20	(給食業務衛生管理)	学校（学校給食法に規定する義務教育諸学校を除く。）や社会福祉施設等において、給食の衛生管理、給食中毒の発生防止のために、給食業務従事者の健康診断の結果等に関する個人情報を収集する場合	・ <u>病歴</u> ・ <u>健康診断等の結果</u> 学校（学校給食法に規定する義務教育諸学校を除く。）や社会福祉施設等において、給食の衛生管理、給食中毒の発生防止のために、給食業務従事者の健康診断の結果等に関する個人情報を収集する必要がある。

熊本県個人情報保護条例新旧対照表 (平成29年12月21日改正)

旧	新
第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 (2)・(3) (略) (新設) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。))をいう。(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u> イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u> (2)・(3) (略) (4) <u>要配慮個人情報</u> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。 (5) (略) (6) (略) (7) (略)

(8) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録 であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア～ウ (略) 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 実施機関の義務 (収集の制限) 第7条 (略) 2～4 (略) 5 実施機関は、要配慮個人情報²を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(3) (略) (適正管理) 第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。 2及び3 (略) (開示義務) 第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報³が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報³を開示しなければならない。	(7) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア～ウ (略) 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 実施機関の義務 (収集の制限) 第7条 (略) 2～4 (略) 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報²を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(3) (略) (適正管理) 第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。 2及び3 (略) (開示義務) 第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に記録されている個人情報³が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報³を開示しなければならない。
--	---

(1) 及び (2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4) ～ (8) (略)

(部分開示)

第 17 条 (略)

2 開示請求に係る個人情報に前条第 3 号の情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等 の 部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(県出資法人等の措置)

第 34 条 県が出資等を行う法人その他県政と特に密接な関連を有する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく県の施策に留意しつつ、県に準じた個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

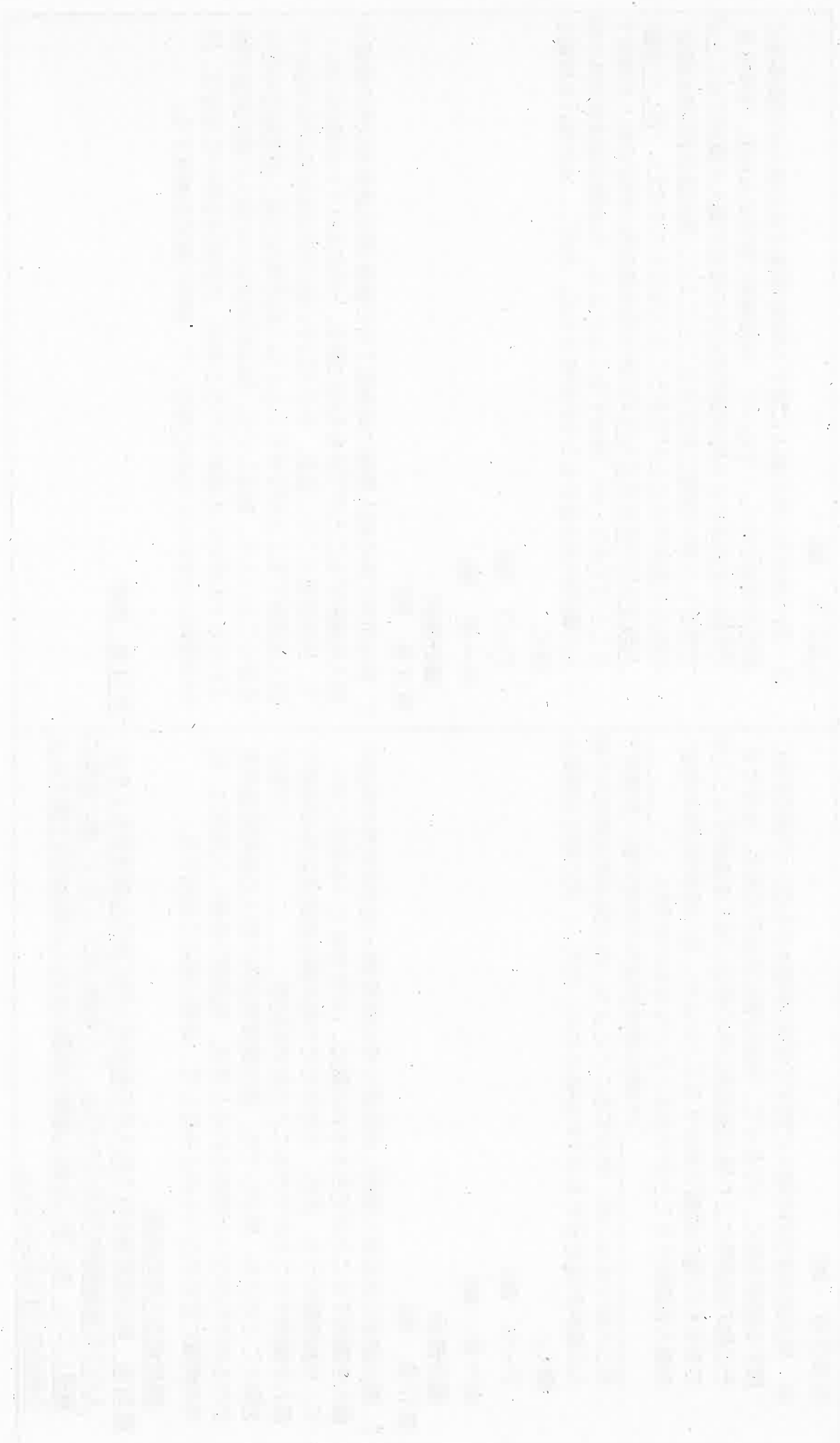
(4) ～ (8) (略)

(部分開示)

第 17 条 (略)

2 開示請求に係る個人情報に前条第 3 号の情報 (開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第 34 条 削除



知事が取り扱う個人情報保護等に関する規則新旧対照表 (平成29年12月21日改正)

旧	新
(新設)	(<u>条例第2条第4号の実施機関が定める記述等</u>) <u>第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</u> (1) <u>次に掲げる心身の機能の障害があること。</u> ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害</u> イ <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害</u> ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)</u> エ <u>治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</u> (2) <u>本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果</u> (3) <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</u> (4) <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u>

第17条 削除 (県出資法人等の公示手続) 第18条 知事は、条例第34条の実施機関が定める法人を定めたときは、これを熊本県公報に告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。	⑤ 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。 第17条及び第18条 削除
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年熊本県条例第 号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(※)から施行する。

※ 改正条例公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日

各実施機関諮問書

県情文第546号
平成30年3月1日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）
下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



類型番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性	類型番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-1	(栄典、表彰等)	・ 栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、選考対象者・候補者の犯罪の経歴等に関する個人情報を収集する場合	・ 信条 ・ 犯罪の経歴 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	C-11	(人事管理)	・ 公務に従事する職員等の任免・配置等を行うに当たり、職員等の心身の状況等に関する個人情報を収集する場合	・ 犯罪の経歴 ・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤
C-2	(同和対策)	・ 同和对策事業を実施するに当たり、社会的身分に属する個人情報(被差別部落出身であること等)を収集する場合	・ 社会的身分	C-12	(健康管理)	・ 職員の健康増進のための施策を実施するに当たり、病歴、障害等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤
C-3	(宗教法人)	・ 宗教法人に関する事務を行うに当たり、当該法人の関係者の信条に関する個人情報を収集する場合	・ 信条	C-13	(審査等)	・ 補助金、貸付、給付、奨学金、税の減免、表彰等の事業の実施に当たり、申請者等の障害等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤
C-4	(用地補償)	・ 土地等を取得するに当たり、宗教施設、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の費用等の補償額算定のため、土地や家屋等の所有者の信条に関する個人情報を収集する場合	・ 信条	C-14	(選考等)	・ 派遣、研修等の事業を実施するに当たり、申請者又は参加候補者等の健康状態等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤
C-5	(海外研修生等受入)	・ 海外からの研修生等の受入れを行うに当たり、当該研修生等の信条や病歴等に関する個人情報を収集する場合	・ 信条 ・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤	C-15	(福祉等支援)	・ 障がい者、難病患者、高齢者、福祉施設入所者及び被災者等の福祉の向上及び自立等の支援を目的とし、当該障がい者等を当に当たり、当該障がい者等の心身の状況等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件
C-6	(診察等)	・ 医療機関や保健所等において、診察、治療、患者等の診療を行うに当たり、患者等の信条や病歴等に関する個人情報を収集する場合	・ 信条 ・ 病歴 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤	C-16	(各種イベント・講演会等)	・ 各種イベント等を開催するに当たり、講師、参加者等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤
C-7	(議員等対応)	・ 議員等の政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報を収集する場合	・ 信条	C-17	(研究・調査等)	・ 県民等の健康増進、疾病の予防等に資する研究・調査等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤
C-8	(作文等募集)	・ 作文等のコンクールや試験等を実施するに当たり、個人の自由な意思に基づき要配慮個人情報を提供される場合	・ 人種 ・ 信条 ・ 社会的身分 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	C-18	(学生等管理・支援)	・ 学校等においては、学生や生徒等に対して、健康診断、病歴やけがによる休学許可、学業等における適切な支援等を行うに当たり、当該学生等の健康状態等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤
C-9	(相談等)	・ 相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、相談者等の苦情が意図的に提供される場合	・ 人種 ・ 信条 ・ 社会的身分 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	C-19	(学校における事件事故等対応)	・ 学校等においては、いじめ問題や体罰問題をはじめ様々な事件事故が発生するに際し、当該事件の発生原因や関係者の要配慮個人情報を収集する場合	・ 人種 ・ 信条 ・ 社会的身分 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件
C-10	(刊行物等)	・ 一般に入手しうる刊行物等から個人情報を収集するに当たり、当該刊行物等の中に要配慮個人情報が含まれている場合	・ 人種 ・ 信条 ・ 社会的身分 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	C-20	(給食業務衛生管理)	・ 学校(学校給食法に規定する義務教育諸学校等)において、給食の衛生管理及び給食業務従事者の健康のため、給食業務等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 健康診断等の結果

熊議総第202号
平成30年3月5日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓

様

熊本県議会議長 岩 下 栄



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限既定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、選考対象者、候補者の犯罪の経歴等に関する個人情報収集する場合	・ 信条 ・ 犯罪の経歴 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、社会通念上県民等の感情に配慮する必要があるため、選考対象者等の犯罪の経歴等に関する個人情報を確認することが必要な場合がある。
C-7	(議員等対応) 議員等の政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報収集する場合	・ 信条	実施機関は地方自治法に定める事務を適正に執行するため、議会に対する対応等を行うに当たり、事務の目的の範囲内で議員等の所属政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報を収集する必要がある。
C-9	(相談等) 相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、相談者等の自由な意思に基づき要配慮個人情報提供され、相談等事務を適切に行うため、当該情報を収集する場合	・ 人種 ・ 信条 ・ 病歴 ・ 社会的身分 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合がある。 これらの情報については、相談者等の自由な意思に基づき提供されるものであり、相談等事務の目的を達成するために必要な範囲で収集する必要がある。

教政第1360号の2

平成30年3月5日

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 馬場 啓 様

熊本県教育委員会



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

標記のことについて、下記のとおりとすることについて、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

記

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性	類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
1	(栄典、表彰等)	・栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、選考対象者、候補者の犯罪の経歴等に関する個人情報 ・信条 ・犯罪の経歴 ・刑事事件 ・少年の保護事件	栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、社会通念上県民等の感情に配慮する必要があるため、選考対象者等の犯罪の経歴等に関する個人情報収集することが必要となる場合がある。	11	(健康管理)	・職員 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤	職員の健康増進のための施策を実施するために、病歴、障害等に関する個人情報収集が必要である。
2	(同和対策)	・社会的身分	同和対策事業を実施するに当たり、その対象となる者の居住地区等に関する個人情報収集する必要がある。	12	(審査等)	・病歴 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤	補助金、貸付、給付、奨学金、税の減免、表彰等の事業を実施するに当たり、障害等の目的達成のため、障害等があること等を支給等の要件とし、その審査のために、申請者等の障害等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。
3	(用地補償)	・信条	公共事業等に伴い、墳墓等の土地を取得するに当たって、宗教施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の補償を適切に行うため、土地所有者等の所有する信条に関する個人情報収集することが必要な場合がある。	13	(選考等)	・病歴 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤	派遣、研修等事業の参加者の選考を行う際に、適性を確認するため、参加候補者の健康状態等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。
4	(海外研修生等受入)	・信条 ・病歴 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤	海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たり、生活習慣の違いや健康状態等を的確に把握し、適切に対応するため、当該研修生等の信条や病歴等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。	14	(福祉等支援)	・病歴 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	障がい者、難病患者、高齢者、福祉施設入所者及び被災者等の福祉の向上及び自立等の支援を目的とした事業を適切に実施するに当たり、当該障がい者等等の心身の状況等を正確に把握するため、病歴、障害等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。
5	(診療等)	・信条 ・病歴 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤	医療機関や保健所等において、診療、治療、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の信条や病歴等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。	15	(各種イベント・講演会等)	・病歴 ・障害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤	各種イベント等を開催するに当たり、講師、参加者等の関係者に適切な配慮を行うため、当該関係者の障害等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。
6	(議員等対応)	・信条	議員等の政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報収集することが必要な場合がある。	16	(研究・調査等)	・病歴 ・障害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤	県の機関において、県民等の健康増進、疾病の予防等のための施策の推進のために、疾病や栄養状況等に関する研究、調査等を行うに当たり、県民等の病歴等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。
7	(作文等募集)	・人種 ・信条 ・社会的身分 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	作文等のコンクールや試験等を実施するに当たり、個人の自由な意思に基づき要配慮個人情報提供される場合がある。	17	(学生等管理・支援)	・病歴 ・障害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤	学校等においては、学生や生徒、児童等に対して、健康診断、病歴やけがによる休学許可可否判断、インフルエンザ等感染症による欠席の受付、授業や訓練等を行うに当たり、学生等の病歴、障害等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。
8	(相談等)	・人種 ・信条 ・社会的身分 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、相談者等の苦情等に基づき要配慮個人情報提供される場合がある。	18	(学校における事件事故等対応)	・人種 ・信条 ・社会的身分 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	学校等においては、いじめ問題や体罰問題等が生じた際に、学校、学生、生徒、児童、職員等に対し、適切に対応するために、原因や背景を分析するに当たり、関係者の要配慮個人情報収集することが必要な場合がある。
9	(刊行物等)	・人種 ・信条 ・社会的身分 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	一般に入手しうる刊行物等から個人情報収集するに当たり、当該刊行物等の中に要配慮個人情報提供されている場合がある。	19	(給食業務衛生管理)	・病歴 ・健康診断等の結果	学校（学校給食法に規定する義務教育諸学校を除く。）や社会福祉施設等において、給食の衛生管理及び食中毒の発生防止のために、給食業務従事者の健康状態等を確認するため、健康診断等の結果に関する個人情報収集することが必要な場合がある。
10	(人事管理)	・犯罪の経歴 ・病歴 ・健康診断等の結果 ・健康診断等による指導、診療、調剤	公務に従事する職員等の任免・配置等を行うに当たり、職員の心身の状況等に関する個人情報収集することが必要な場合がある。				

選第205号
平成30年3月5日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓 様

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



(別紙)

類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、選考対象者、候補者の犯罪の経歴等に関する個人情報収集する場合	・ 信条 ・ 犯罪の経歴 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、社会通念上県民等の感情に配慮する必要があるため、選考対象者等の犯罪の経歴等に関する個人情報を確認することが必要な場合がある。
C-7	(議員等対応) 議員等の政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報収集する場合	・ 信条	実施機関は地方自治法に定める事務を適正に執行するため、議会に対する対応等を行うに当たり、事務の目的の範囲内で議員等の所属政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報を収集する必要がある。
C-9	(相談等) 相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、相談者等の自由な意思に基づき要配慮個人情報が提供され、相談等事務を適切に行うため、当該情報を収集する場合	・ 人種 ・ 信条 ・ 病歴 ・ 社会的身分 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	相談、要望、陳情、意見、苦情等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合がある。 これらの情報については、相談者等の自由な意思に基づき提供されるものであり、相談等事務の目的を達成するために必要な範囲で収集する必要がある。
C-10	(刊行物等) 一般に入手しうる刊行物等から個人情報を収集するに当たり、当該刊行物等の中に要配慮個人情報が含まれている場合	・ 人種 ・ 信条 ・ 病歴 ・ 社会的身分 ・ 犯罪の経歴 ・ 犯罪被害 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	一般に入手しうる刊行物等から個人情報を収集するに当たり、当該刊行物等の中に要配慮個人情報が含まれている場合がある。 これらの情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知りうる状態にあることから、収集することにより個人の権利利益が侵害されるおそれは少ない。

人委453号
平成30年3月5日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓 様

熊本県人事委員会事務局



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



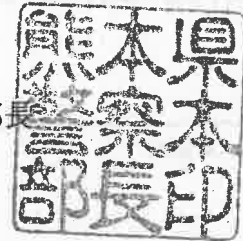
(別紙)

類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-11	(人事管理) 公務に従事する職員等の任免・配置等を行うに当たり、職員の心身の状況等に関する個人情報を収集する場合	・ 犯罪の経歴 ・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤	公務に従事する職員等の任免・配置等の事務を適切に行うためには、本人の病歴、犯罪の経歴等に関する個人情報を収集する必要がある。

熊 広 県 第 8 3 号
平成 3 0 年 3 月 5 日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓 様

熊本県警察本部長



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について(諮問)

下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年熊本県条例第43号)附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。

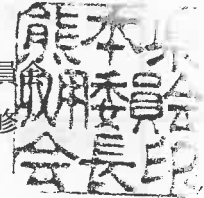


類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、選考対象者、候補者の犯罪の経歴等に関する個人情報を収集する場合	・信条 ・犯罪の経歴 ・刑事事件 ・少年の保護事件	栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、社会通念上県民等の感情に配慮する必要があるため、選考対象者等の犯罪の経歴等に関する個人情報を確認することが必要な場合がある。
C-11	(人事管理) 公務に従事する職員等の任免・配置等を行うに当たり、職員の心身の状況等に関する個人情報を収集する場合	・犯罪の経歴 ・病歴 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤	公務に従事する職員等の任免・配置等の事務を適切に行うためには、本人の病歴、犯罪の経歴等に関する個人情報を収集する必要がある。
C-12	(健康管理) 職員の健康増進のための施策を実施するに当たり、病歴、障害等に関する情報を収集する場合	・病歴 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤	職員の健康状態を適切に把握し、健康増進のための施策を実施するために、病歴、障害等に関する個人情報を収集する必要がある。
C-15	(福祉等支援) 障がい者、難病患者、高齢者、福祉施設入所者及び被災者等の福祉の向上及び自立等の支援を目的とした事業を実施するに当たり、当該障がい者等の病歴、障害等に関する個人情報を収集する場合	・病歴 ・犯罪の経歴 ・犯罪被害 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤 ・刑事事件 ・少年の保護事件	障がい者、難病患者、高齢者、福祉施設入所者及び被災者等々の福祉の向上及び自立等の支援を目的とした事業を適切に実施するに当たり、当該障がい者等の心身の状況等を正確に把握するため、病歴、障害等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。

熊収第250号
平成30年3月5日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓 様

熊本県収用委員
会長 齊藤 修



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



(別紙)

類型番号	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、選考対象者、候補者の犯罪の経歴等に関する個人情報収集する場合	・ 信条 ・ 犯罪の経歴 ・ 刑事事件 ・ 少年の保護事件	栄典、表彰等の事務を実施するに当たり、社会通念上県民等の感情に配慮する必要があるため、選考対象者等の犯罪の経歴等に関する個人情報を確認することが必要な場合がある。
C-4	(用地補償) 土地等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の補償を適切に行うため、土地所有者等の信条に関する個人情報を収集する場合	・ 信条	公共事業等に伴い、墳墓等の土地を取得するに当たって、宗教施設の改築、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償額算定のため、土地や家屋等の所有者の信条に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。



県病第284号
平成30年3月5日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓 様

熊本県病院事業管理者 永 井 正 幸



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



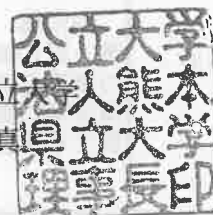
(別紙)

類型番号	類型	収集する理由又は必要性	類型番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-6	医療機関や保健所等において、診察、治療、疾病の予防等を行うに当たり、患者等に関する個人情報を収集する場合	・信条 ・病歴 ・犯罪経歴 ・犯罪被害 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤	C-15	(福祉等支援)	・病歴 ・犯罪経歴 ・犯罪被害 ・障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療 ・刑事事件 ・少年の保護事件	障がい者、難病患者、高齢者、福祉施設入所者及び自立支援等事業を適切に実施するに当たり、当該障がい者等の心身の状況等を正確に把握するため、障害等に關する個人情報収集することがある。

熊県大第634号
平成30年3月5日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓 様

公立大学法人熊本県立
理事長 五百旗頭 真



要配慮個人情報の収集制限の適用除外について（諮問）

下記の事項について、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

要配慮個人情報の収集制限の適用除外について

2 内容

熊本県個人情報保護条例第7条第5項第3号に基づき、要配慮個人情報の収集制限規定の適用が除外される場合は、別紙の類型に該当する場合とする。



(別紙)

	類 型	収集する要配慮個人情報	収集する理由又は必要性
C-5	(海外研修生等受入) 海外からの研修生等の受入れを行うに当たり、当該研修生等の信条や病歴等に関する個人情報を収集する場合	・ 信条 ・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤	海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たり、生活習慣の違いや健康状態等を的確に把握し、適切に対応するため、当該研修生等の信条や病歴等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-13	(審査等) 補助金、貸付、給付、奨学金、税の減免、表彰等の事業の実施に当たり、申請者等の障害等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤	補助金、貸付、給付、奨学金、税の減免、表彰等の事業を実施するに当たり、当該事業の目的達成のため、障害等があること等を支給等の要件とし、その審査のために、申請者等の障害等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
C-14	(選考等) 派遣、研修等の事業を実施するに当たり、申請者又は参加候補者等の健康状態等に関する個人情報を収集する場合	・ 病歴 ・ 障害 ・ 健康診断等の結果 ・ 医師等による指導、診療、調剤	派遣、研修等事業の参加者の選考を行う際に、適性を確認するため、参加候補者の健康状態等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。

その他報告事項

審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況

審議会答申を受けた防犯カメラの概要と運用状況

設置施設等	所属名	設置目的	台数	撮影対象	撮影時間	保存期間	設置の 要否	管理 要否	要項の公表・周知方法	H29.1.1～H29.12.31における 画像の提供事例	備考
1 県営古庭坊団地	住宅課	防犯	1	エレベーター利用者	常時	20日間	有	有	エレベーター乗降口付近に掲示	無	
2 天草空港	天草空港管理事務所	空港の安全管理、防犯	4	空港来場者、車	常時	7日間	有	有	県ホームページ(港湾課)掲載	無	
3 八代総合庁舎	県南広域本部総務課	施設の安全管理、防犯	5	不特定多数の来庁者	常時	1日間	有	有	カメラの近くに掲示	無	
4 県営有料駐車場	企業局	犯罪の予防、防災	27	入場する全ての車両、人物	常時	ハードディスク7日間	有	有	閲覧により対応(公表方法の見直しを検討予定)	飲酒運転車両の出庫確認のため、警察に画像を提供(平成29年2月)	H29.4.1から指定管理者による運用に移行
5 済々黴高等学校歴史資料館	済々黴高等学校	防犯	1	夜間及び休日の不法侵入者	不法侵入者があった場合のみ自動的に撮影	1日間	有	有	カメラの下に掲示(学校ホームページに掲載)	無	
6 熊本商業高等学校寄宿舎	熊本商業高等学校	寄宿舎に居住する生徒の安全確保、防犯	4	寄宿舎敷地内に入出入りする者	常時	7日間	有	有	カメラ付近に掲示	無	
7 熊本盲学校小学校部棟	熊本盲学校	防犯、施設の安全管理等	2	施設利用者、不正侵入者等	常時	7日間	有	有	ホームページに掲載	無	
8 熊本盲学校北門	熊本盲学校	進入者、北門開閉状況の確認	2	敷地内への侵入者	生徒等の在校時間、施設の外部開放時間	7日間	有	有	正門と北門に掲示	無	
9 熊本商業高等学校管理棟及び教室棟	熊本商業高等学校	生徒、職員等の安全確保、防犯	4	敷地内への侵入者	常時	1日間	有	有	カメラ付近に掲示	無	
10 熊本盲学校寄宿舎	熊本盲学校	防犯、施設の安全管理等	1	施設利用者、不正侵入者等	常時	7日間	有	有	学校HPに掲載、PTA総会等での説明	無	解体のため、防犯カメラを撤去
11 福祉総合相談所	福祉総合相談所	防犯、施設の安全管理等 児童相談所一時保護所における児童の安全確保	8	開庁後の来訪者、不正侵入者等	閉庁時間	12日間	有	有	施設内に掲示	窃盗事件の調査のため、警察に画像を提供(平成29年2月)	H29.4.1から増設(4台→8台) ※H29.3.24答申済
12 熊本県立美術館本館、分館	熊本県立美術館	展示美術品及び施設の安全管理並びに防犯	53	展示室等への来訪者、別館建物へ接近する者	常時	1日間	有	有	ホームページに掲載	無	
13 矢形川湧水天然プール	上益城地域振興局	プールの周辺住民の生活環境保護	3	時間外の施設への侵入者	午後6時から翌朝10時まで(4月25日～9月30日)	7日間	有	有	プール施設内に看板を設置して掲示	無	カメラ及び録画装置を交換(H29.8.10) ※設置台数、設置場所、撮影範囲等に変更なし
14 熊本県立図書館(くまもと文学・歴史館を含む)	熊本県立図書館	施設の安全管理、防犯	10	施設利用者、不正侵入者等	常時	10日間	有	有	ホームページに掲載	無	
15 熊本北高等学校	熊本北高等学校	防犯	3	不正侵入者	21時から翌朝6時まで	1日間	有	有	正門と裏門に掲示	無	
16 天草高等学校寄宿舎	天草高等学校	生徒の安全管理、防犯	1	施設利用者、不正侵入者等	常時	1日間	有	有	職員へ配布、モニター設置室に配置	無	
17 球磨中央高等学校球磨商業高等学校	球磨中央高等学校 球磨商業高等学校	生徒の安全管理、防犯	2	施設利用者	常時	2週間	有	有	管理棟1階に掲示、育友会総会等で周知	無	H29.4に球磨中央高校が開校したため、管理要項に同校を追加
18 熊本支援学校	熊本支援学校	生徒の安全管理、防犯	3	施設利用者、不正侵入者	常時	2週間	有	有	正門に掲示	無	
19 菊池支援学校	菊池支援学校	生徒の安全管理、防犯	2	不正侵入者	常時	2週間	有	有	正門に掲示	無	

設置施設等	所属名	設置目的	台数	撮影対象	撮影時間	保存期間	設置の 要否	管理 要否	要項の公表・周知方法	H29.11～H29.12.31における 画像の提供事例	備考
20 寄北支援学校	寄北支援学校	生徒の安全管理、防犯	1	不正侵入者	常時	1週間	有	有	玄関に掲示	無	
21 熊本県庁舎	財産経営課	施設の安全管理、防犯	38	施設利用者	常時	2週間	有	有	県ホームページ掲載	交通事故に関する調査のため、警察に画像を提供(3件) (平成29年2月、4月、8月)	
22 玉名高等学校	玉名高等学校	生徒の安全管理、防犯	2	施設利用者	常時	2週間	有	有	カメラの下に掲示	無	
23 熊本かがやきの森支援学校	熊本かがやきの森支援学校	児童・生徒の安全管理、防犯	3	施設利用者、不正侵入者	常時	2週間	有	有	学校HPに掲載	無	
24 熊本県立大学図書館	熊本県立大学	大学の構成員及び利用者の安全確保	6	図書館利用者、不正侵入者等	常時	1週間	有	有	学校HPに掲載	窃盗事件捜査のため、警察が画像を開覧 (平成29年8月)	
25 熊本県立空基地内小型機駐機場	交通政策課	駐機場内の安全確保、防犯	1	施設利用者、不正侵入者	常時	1週間	有	有	関係者に管理要項を配付	無	
26 熊本県立青少年教育施設(文庫青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家)	社会教育課	施設利用者の安全確保、防犯	27	施設利用者、不正侵入者	常時	1週間	有	有	ホームページに掲載 各施設の受付窓口に掲示 施設利用相談時に団体代表者に説明	無	
27 ひのくに高等支援学校	ひのくに高等支援学校	生徒の安全管理、防犯	1	施設利用者、不正侵入者	常時	2週間	有	有	PTA総会で保護者に説明	無	
28 県立こころの医療センター	病院局	施設の安全管理、防犯、患者の難院対策	2	患者、来訪者、不正侵入者	常時	10日間	有	有	ホームページ掲載	無	
29 熊本県立松橋支援学校	熊本県立松橋支援学校	児童・生徒の安全管理、防犯	3	来訪者、不正侵入者	常時	2週間	有	有	学校内の掲示板に掲示	無	
30 こども総合療育センター	こども総合療育センター	施設の安全管理、防犯	6	施設利用者、不法侵入者	常時	2週間	有	有	掲示板に掲示、通所利用者へ説明	無	
31 清水が丘学園	清水が丘学園	施設の安全管理、防犯、入所児童の安全確保	6	来訪者、不正侵入者	常時	2カ月	有	有	生徒及び保護者に説明	無	
32 くまもんスクエア	くまもんグルーブ	防犯、施設安全管理等	4	来訪者、不正侵入者	常時	30日間	有	有	くまもんスクエア入口(2か所)、カフェコーナー	無	

審議会答申を受けたドライブレコーダーの概要と運用状況

設置車両等	所属名	設置目的	台数	撮影対象	撮影時間	保存期間	設置の 表示・要項	要項の公表・周知方法	H28.1.1～H28.12.31における 画像の利用・提供事例	備考
1 宇城地域振興局が所管する公用車	宇城地域振興局	・職員の安全運転意識及び運転マナーの向上 ・交通事故、トラブル発生時の迅速かつ適切な処理	7台	車両前方の映像	庁舎を出発してから帰着するまで	1月間	有	県ホームページに掲載	無	
2 道路整備課が所管する公用車	道路整備課	・道路状況の確認 ・交通安全対策	1台	車両前方の映像	庁舎を出発してから帰着するまで	30日間	有	県ホームページに掲載	無	公用車の更新に伴い、搭載車両が変更
3 道路パトロール車(各広域本部及び各地域振興局維持管理(調整)課)	道路保全課	・事故発生の抑制 ・適切な事故処理 ・道路施設状況に関する情報収集力の向上	9台	車両前方の映像	庁舎を出発してから帰着するまで	30日間	有	県ホームページに掲載	無	
4 県北広域本部が所管する公用車	県北広域本部	・適切な事故処理 ・交通違反等の確認	5台	車両前方の映像	庁舎を出発してから帰着するまで	1月間	有	県ホームページに掲載	無	H28.9.30故障により設置台数1台減(6台→5台) ※前回報告漏れ
5 企業局が所管する公用車	企業局	・交通事故の防止 ・適切な事故処理 ・交通安全に対する職員の意識高揚	13台	車両前方の映像	庁舎を出発してから帰着するまで	1月間	有	県ホームページに掲載	無	

死者の個人情報の開示請求権に関する条例解釈運用基準の改正について

死者の個人情報の開示請求権に関する条例解釈運用基準の改正について

1 改正を行う理由

- (1) 当県では、これまで、死者に関する個人情報について、それが開示請求者自身の自己に関する情報でもあると認められる場合は開示請求を認めてきた。しかし、具体的にどのような情報が開示請求者自身の自己に関する情報として認められるかについて明記した規程がなかった。

→当県の現在の関係規定は別紙1のとおり

- (2) そのような状況の中で、熊本県個人情報保護審査会答申第18号（H29.8.15）において、当県のこれまでの運用を容認しつつも、以下の意見が付されたことから、規程の改正について検討を行った。

→同答申については、別添参照

【答申第18号の付帯意見】

「現行の条例及び解釈運用基準では、どのような場合に死者に関する個人情報を自己の情報として開示請求することができるのかについての基準が明記されていない。当審査会としては、そうした基準が明文化されることを望む。」

2 改正（案）

別紙2のとおり。

改正案については、従来からの当県の運用を明文化したものであり、死者に関する個人情報を自己に関する個人情報として開示請求できる場合（死者に関する個人情報のうち、開示請求者の自己に関する個人情報と考えられる情報）を規定するものとしている。

検討に当たっては、当県と同様の運用を行っている他県等の規程も参考とした。

【参考：他都道府県の状況（平成29年度調査結果）】

- ①遺族等からの死者の個人情報の開示請求があった場合、請求を認めることがあるか

→認める場合がある：45

認めない：2

- ②死者に関する個人情報を開示請求できる「主体」や「場合」等の基準を明記した規程の有無（条例解釈運用基準等に記載のある場合を含む）

→ある：27（うち、条例に規定しているのは5県（※））

ない：20

（※）条例に規定している5県は、いずれも死者に関する個人情報を開示請求することができる「主体」の範囲について規定している。これは、あくまでも開示請求者の自己に関する個人情報に限り開示請求を認めることとしている当県条例の趣旨及び取扱いとは異なる。

戦後日本の経済発展

戦後日本の経済発展は、戦後初期の復興期、戦後中期の高度成長期、戦後後期の成熟期に大別される。戦後初期は、戦災復興と経済の再建が中心であり、戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後初期の復興期

戦後初期は、戦災復興と経済の再建が中心であり、戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後中期の高度成長期

戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後後期の成熟期

戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後日本の経済発展

戦後日本の経済発展は、戦後初期の復興期、戦後中期の高度成長期、戦後後期の成熟期に大別される。戦後初期は、戦災復興と経済の再建が中心であり、戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後日本の経済発展

戦後日本の経済発展は、戦後初期の復興期、戦後中期の高度成長期、戦後後期の成熟期に大別される。戦後初期は、戦災復興と経済の再建が中心であり、戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後初期の復興期

戦後初期は、戦災復興と経済の再建が中心であり、戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後初期は、戦災復興と経済の再建が中心であり、戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後中期の高度成長期

戦後中期は、高度成長期であり、戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

戦後後期の成熟期

戦後後期は、成熟期であり、経済の安定と発展が中心である。

(別紙1)

○熊本県関係規定(条例・解釈運用基準)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

第2条 第1号関係【運用】

1 死者に関する情報については、

- ① 死者自らに権利能力がないため、自己に関する個人情報の開示請求権等を行行使することはできないが、死者に関する個人情報の不適正な取扱いが死者の名誉を傷つけ、あるいは、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するおそれもあること
② 死者に関する情報を自己の情報として開示請求する必要がある場合も想定されることから、この条例の保護対象から除外されているわけではない。

(開示請求をすることができる者)

第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この節において同じ。)の開示の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下この節において「法定代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

第14条 第1項関係【運用】

- 3 この条例に基づく権利の内容は、自己に関する個人情報の開示を請求できる権利である。したがって、個人情報の開示の請求をすることができるのは、当該個人情報の本人のみであり、たとえ法定代理人ではない家族等から開示請求があっても開示請求そのものが認められない。
4 開示を求める個人情報が自己以外の者の個人情報である場合など、開示請求に係る個人情報の内容が条例の開示請求の対象とならないときは、実施機関は、開示請求者に対し、条例上の趣旨を説明し、開示請求の自主的な取下げを要請するものとする。

(開示請求に対する決定等)

第19条 (略)

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が存在しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第19条 第2項関係【解説】

2 「開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(略)」

開示請求に係る個人情報について、そのすべてを開示しない場合(略)であるが、具体的には、当該請求が条例に定める請求の要件に該当しないものも含めて以下の場合が該当すると考えられる。

(1) 条例第14条に定める請求権者でないものから請求があった場合

(別紙2) 解釈運用基準改正案

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示請求をすることができる者)

第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この節において同じ。)の開示の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下この節において「法定代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、何人も自己情報の開示請求を行うことができることを定めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求ができることを定めたものである。

第1項関係

【解説】

- 1 この規定は、自己に関する個人情報について、本人による開示請求を権利として広く何人にも認めたものである。
- 2 「何人も」とは、自然人すべてをいい、実施機関において行政文書に記録されている自己情報が保有されている限り、県民に限らず他県の者や外国人も含まれる。
- 3 「自己に関する個人情報」とは、個人がその個人情報の本人となっている場合の個人情報であり、開示請求をすることができるのは、自己に関する個人情報に限られる。
- 4 特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、本人の委任による代理人からの請求が認められている等、取扱いが異なる部分があるため、第2章の2において別途定める。

【運用】

- 1 自己と自己以外のものの個人情報、その内容において不可分の状態で記録されているなど、一体となって自己に関する個人情報を形成している場合は、自己以外のものの情報を含めて、「自己に関する個人情報」となる。
- 2 自己に関する個人情報の開示請求権を創設したことは、実施機関が本人から開示の申出を受けた場合に、任意にこれに応じること(情報提供)を制限するものではない。しかしながら、この場合も個人情報の保護の観点から本人確認は慎重に行うことが必要である。
- 3 この条例に基づく権利の内容は、自己に関する個人情報の開示を請求できる権利

である。したがって、個人情報の開示の請求をすることができるのは、当該個人情報の本人のみであり、たとえ法定代理人ではない家族等から開示請求があっても開示請求そのものが認められない。

4 開示を求める個人情報の開示請求が自己以外の者の個人情報である場合など、開示請求に係る個人情報の内容が条例の開示請求の対象とならないときは、実施機関は、開示請求者に対し、条例上の趣旨を説明し、開示請求の自主的な取下げを要請するものとする。

5 死者に関する情報のうち、開示請求者自身の個人情報でもありと考えられる情報及び社会通念上開示請求者自身の個人情報とみなせるほど当該開示請求者自身と密接な関係がある情報は、開示請求者の「自己に関する個人情報」と考えられる。
(1) 開示請求者自身の個人情報でもありと考えられる情報とは、次のものと考えられる。

ア 死者である被相続人から開示請求者が相続により取得した当該被相続人の財産に関する情報

(例) 開示請求者が相続した土地について、被相続人が県と締結した土地売買や交換等に関する契約書

イ 死者である被相続人から開示請求者が相続により取得した当該被相続人の権利義務に関する情報

(例) 被相続人が事故により死亡し、開示請求者が損害賠償請求権を相続した場合に、開示請求者が当該権利を行使するために必要な被相続人の事故後の診療記録

ウ 死者の死に起因して、開示請求者が相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

(例) 開示請求者が、死者の死に伴い取得した近親者固有の慰謝料請求権を行使するために必要な当該死者の死亡の経緯に関する報告書

(2) 社会通念上開示請求者自身の個人情報とみなせるほど当該開示請求者自身と密接な関係がある情報とは、次のものと考えられる。

死亡した時点において未成年であった開示請求者の子に関する情報

(例) 開示請求者の未成年の子の死亡に関して作成された事故報告書

第2項関係 (略)

Continued on page 7

1. The following information is for your information only.

1. Name of the person who is the subject of the report	2. Date of the report
3. Name of the person who is the author of the report	4. Name of the person who is the reviewer of the report
5. Name of the person who is the supervisor of the person who is the author of the report	6. Name of the person who is the supervisor of the person who is the reviewer of the report
7. Name of the person who is the supervisor of the person who is the supervisor of the person who is the author of the report	8. Name of the person who is the supervisor of the person who is the supervisor of the person who is the reviewer of the report

Page 6

Page 6

Page 6

Page 6

Page 6

Page 6

Page 6

Page 6

Page 6

Page 6

(参考) 他県等の規定

栃木県	解釈運用 (運用)	死者の保有個人情報については、その相続人又は法定代理人であった者から開示請求があった場合については、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報や社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を、自己の保有個人情報に含むものとする。なお、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報とは、次のものをいう。 イ 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 ロ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 ハ 近親者固有の慰謝料請求権等、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報
東京都	手引	死者に関する情報については、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報、及び社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を、自己を本人とする保有情報に含むものとする。 (1) 請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報とは、次のものをいう。 ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報 (2) 社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とは、次のものをいう。 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報
新潟県	解釈運用 (運用)	死者に関する情報については、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を、自己を本人とする保有個人情報に含むものとする。 (1) 請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報とは、次のものをいう。 ア 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 イ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 ウ 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報 (2) 社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とは、次のものをいう。 死亡した時点において未成年者であった自分の子に関する情報
山梨県	解釈運用	(5) 死者の保有個人情報に関するものについては、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を、自己を本人とする保有個人情報に含むものとする。 ア 請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報とは、次のものをいう。 (7) 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報 (4) 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 (9) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報 イ 社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とは、次のものをいう。 (7) 請求者の子（死亡した時点において未成年である場合に限る。）に関する情報 (4) 死者の診療録に関する情報（請求者が当該死者の遺族である場合に限る。） なお、開示請求ができる遺族は次のとおりとする。 a 本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子 b aに掲げる者がいない場合にあっては、本人の血族である父母 c a及びbに掲げる者がいない場合にあっては、本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

1. The first group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety. 2. The second group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety.	Price Performance Reliability Safety
3. The third group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety. 4. The fourth group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety.	Price Performance Reliability Safety
5. The fifth group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety. 6. The sixth group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety.	Price Performance Reliability Safety
7. The seventh group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety. 8. The eighth group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety.	Price Performance Reliability Safety
9. The ninth group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety. 10. The tenth group of respondents (n=100) was asked to rate the importance of various factors in their decision to purchase a new car. The factors included price, performance, reliability, and safety. The results showed that price was the most important factor, followed by performance, reliability, and safety.	Price Performance Reliability Safety

③死者である本人の死に起因して、開示請求者が相続以外の原因により取得した権利義務（慰謝料請求権等）に関する情報

④死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

当審査会も、上記類型①～④のいずれかに該当するときは、死者に関する個人情報について、開示請求者が自己の情報として開示請求することを認めるのが相当と判断する。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象情報は、審査請求人の妻である故〇〇〇〇に係る公健法上の検診記録等に記録された情報であり、この情報が死者に関する個人情報であることは明らかである。そこで、本件対象情報が上記類型①～④のいずれかに該当するかを検討したところ、いずれにも該当しないと判断される。

以上の理由で、実施機関の決定（不開示）は妥当と判断する。

(3) 付帯意見

現行の条例及び解釈運用基準では、どのような場合に死者に関する個人情報を自己の情報として開示請求することができるのかについての基準が明記されていない。当審査会としては、そうした基準が明文化されることを望む。

平成 30 年度 熊本県個人情報保護制度審議会開催計画

第 1 回 平成 30 年 6 月頃

- (1) 非識別加工情報提供制度の導入に関する条例改正の方向性についての説明及び意見の聴取
- (2) その他報告（平成 29 年度個人情報保護条例の運用状況等）

第 2 回 平成 30 年 7 月頃

- (1) 非識別加工情報提供制度の導入に関する条例改正についての諮問

第 3 回 平成 31 年 2 ～ 3 月頃

- (1) 実施機関からの諮問の審議
- (2) その他報告（防犯カメラ等の運用状況等）

